



観光地域づくり法人(DMO)の登録制度

新規登録申請に係る説明会

2025年10・11月

ご発言時以外、マイク・カメラはオフにしてご参加ください。

- 1. 観光地域づくり法人（DMO）とは**
- 2. 制度概要**
- 3. 登録要件、申請様式**
- 4. ご留意いただきたいこと**
- 5. 申請スケジュール**
- 6. 質疑応答**

DMOの定義

観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、
地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する
地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、
多様な関係者と協働しながら、
明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための
戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人である。

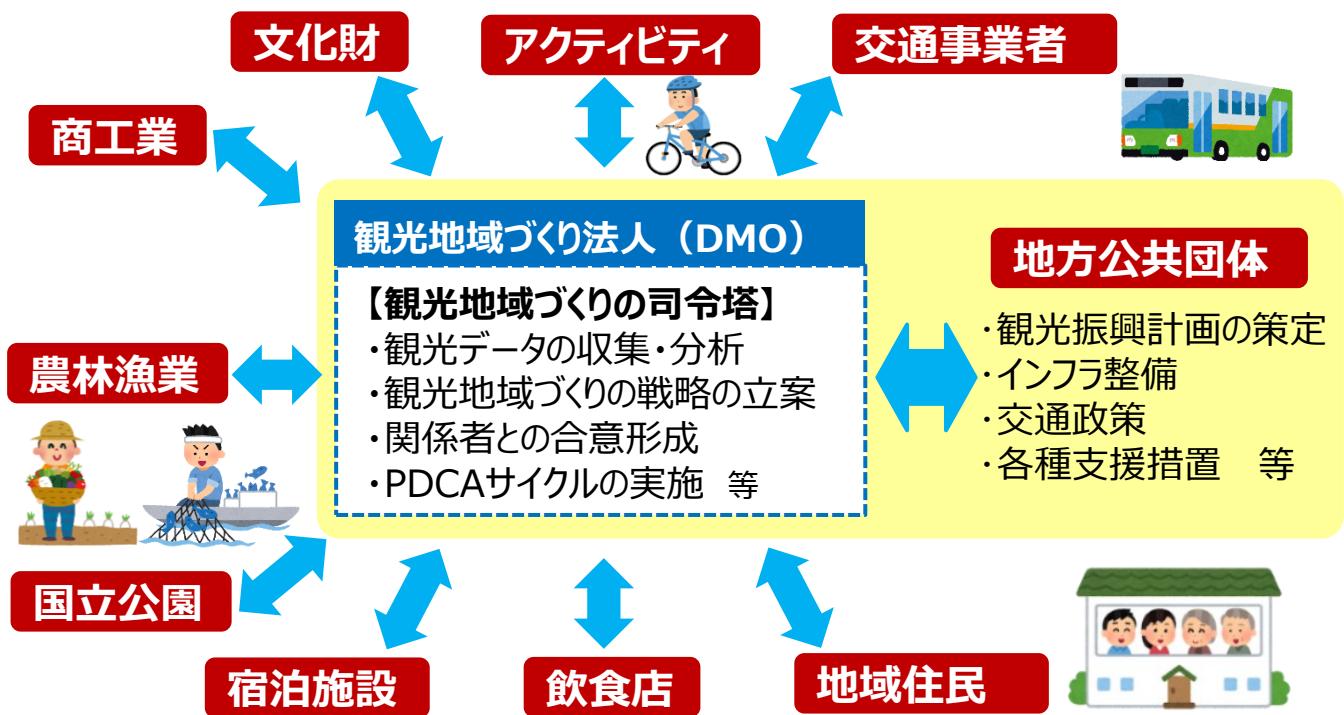
DMOの役割

- 2030年までにインバウンド旅行者数6千万人、消費額15兆円の目標達成のため、地方誘客及び旅行消費拡大を持続可能な形で推進。
- 地方の観光地をより魅力的にし、地方誘客を促進していくうえで、DMOが果たす役割は大きい。

観光地域づくり法人（DMO:Destination Management/Marketing Organization）

地域の多様な関係者と協働し、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人

DMOを中心に、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



観光による受益が広く地域に行き渡り
地域全体を活性化

持続可能な観光地域づくり

(○：重要な要素、×：誤った認識)

消費を促す工夫

- 地域資源をフル活用した体験消費・コト消費の創出
- 民間視点の積極的活用
- ×自治体から委託されたイベント事業など収益性の低い事業のみに特化

関係者の合意形成

- 地域住民の理解
- 多様な関係者の参画
- 戦略の策定
- ×一部の関係者のみでの合意形成

旅行者目線

- デジタル技術を活用
- データに基づく市場目線の発想
- ×長年の勘に頼った経営判断
- ×地域側の押し売り・思い込み

適切な価格設定

- 価値に見合った値付け→マネタイズ（収益化）
- 付加価値の向上→新たな投資・人材育成の促進
- ×薄利多売の手法

DMOを中心とした観光地域づくり

メリットの地域還流

- 地域住民のメリット享受、地域産品等の仕入れ
- 地域内周遊
- ×特定事業者に過度に利益が集中する構造

制度概要

- 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に規定する登録要件の全て満たす法人について、観光庁が登録を行う。
- 登録DMOには、観光立国推進基本計画の方針に沿い、観光地域づくりの司令塔としての機能を発揮していただく。

登録対象

- ✓ 自治体と連携して観光地域づくりを担う法人
- ✓ 当該法人として、登録申請までに少なくとも12ヶ月（原則として1事業年度）分の活動実績を有する法人。

更新登録

- ✓ 登録の有効期間は3年間。
- ✓ 有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする法人は、有効期間中に更新登録申請を行う必要がある。

申請受付

- ✓ 年1回 ※令和9年3月末までの更新登録申請は年2回。

登録制度に関するガイドライン

- 地域に真に必要とされ、持続可能な観光地域づくりを戦略的に実践する**質の高いDMOの形成を目的**とし、**登録DMOに求める機能・役割や取組等を示す**もの。
- オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策を講じながら、地方誘客を持続可能な形で進める必要性がある状況において、DMOが果たすべき役割は極めて大きく、これまで以上にその機能を発揮することが求められる。
- **DMOによる観光地経営の高度化**のため、有識者会議の意見を踏まえ、2025年3月に改正（同年10月より施行）。

主な改正点	内 容
観光地経営戦略策定の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ●策定すべき項目の明示、KGIの追加及び必須KPIの見直し (外部マネジメント指標の見直し、内部マネジメント指標の導入)
組織体制の更なる強化	<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定機関の設置と議事内容の公表 ●CMOの専従撤廃と常勤職員3名以上の配置
安定財源確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●KPIとして安定財源確保率を導入 ●実施計画に必要な予算と調達の見通しを示す財源計画の策定
更新登録要件の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●それまでの活動の成果を定量的、定性的に評価 ●研修受講の要件化
審査フローの変更	<ul style="list-style-type: none"> ●ヒアリングの導入、十分な審査期間の確保。
登録区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●登録区分の再編 広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO ⇒広域連携DMO、都道府県DMO、地域DMO

- 戰略に応じて様々な単位のマネジメント区域が想定されることから、以下の3区分を設置。
- マネジメント区域が重複するエリアにおいては、登録区分ごとの役割分担を明確にした上で連携し、相乗効果や全体最適化を図りながら取組を行う等の調整が重要。

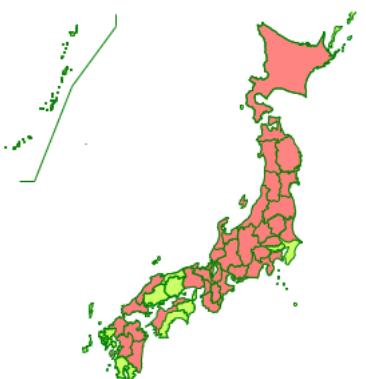
広域連携DMO	地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
都道府県DMO	单一都道府県の全域を対象とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
地域DMO	単一市区町村の区域並びに複数市区町村にまたがる区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

363法人が登録（2025年10月現在） ※「登録DMO」：332法人、「候補DMO」：31法人

広域連携DMO 10法人



都道府県DMO 38法人



旧地域連携DMO 84法人



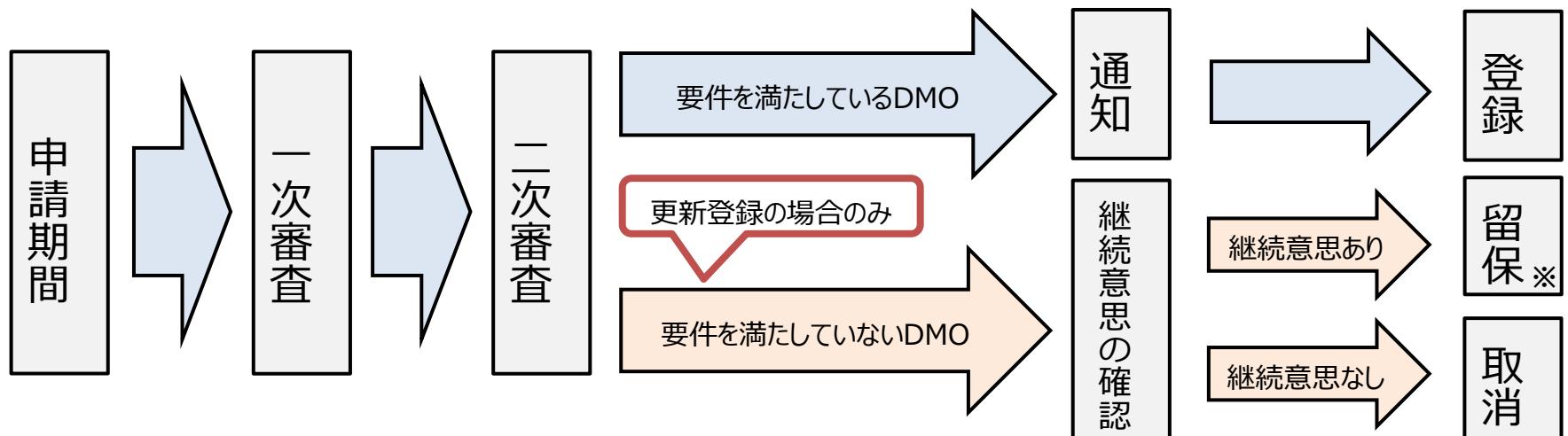
地域DMO 233法人



<地域DMO>

審査フロー

	審査の観点	備 考
一次審査	<ul style="list-style-type: none"> 形式的要件の項目の適格性 定量的な評価が必要な項目の適格性 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者である法人が申請前に行った、少なくとも12ヶ月（原則として1事業年度）分の実績を審査対象とする。
二次審査 (ヒアリング含む)	<ul style="list-style-type: none"> 定性的な項目に係る適格性 総合的評価を踏まえた登録・更新の可否の度合 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類から読み取れない部分を多面的に審査。 必要に応じて、外部専門家による評価を可否判断の参考にする。



※ 1年のみ取消を留保。更新登録の審査において適用する（旧ガイドラインに基づく審査においては適用しない）。

○以下の5つの観点で登録要件を規定。

1. 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析
2. 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善
3. 多様な関係者との体制構築
4. 観光地域づくり法人の組織の確立
5. 安定的な運営資金の確保

ア.観光地経営戦略の策定

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
① 観光地のビジョン、重要目標達成指標 (Key Goal Indicator) (以下「KGI」という。)	・中長期（4～5年間）的に目指す地域のビジョンを設定している。 ・ビジョン実現の達成度合いを定量的に図るKGIを設定している。	必須	必須	必須
② 観光地のビジョンに基づく観光地域づくり法人の使命	・ガイドライン記載の観光地域づくり法人の使命を踏まえ、観光地としてのビジョンを達成するために、マネジメント区域の実情に応じて、DMOがどのような役割や使命を担うか明確になっている。	必須	必須	必須
③ データの活用方針	・記載されている主要なデータの活用の目的、収集するデータの種類、取得方法、取得主体が明確になっている。	必須	必須	必須
④ 環境分析	・SWOT分析及びクロスSWOT分析等の観光地域づくり法人を取り巻く現状を明らかにする分析が実施されており、分析結果を戦略の検討に反映している。	必須	必須	必須
⑤ 観光地域マーケティング戦略	・観光地域マーケティング戦略として、STP分析を行い、分析結果に基づいて地域の強みや魅力をわかりやすく表現したブランドメッセージ・コンセプトを設定している。 ・ターゲットの設定に際しては、根拠となるデータを収集・分析した結果に基づいたものになっている。	必須	必須	必須
⑥ 地域のマーケティングミックス（4P）戦略	・マーケティングにおいて、地域が重点的に取り組む事項がプロダクト（商品やサービス）、プライス（価格）、プレイス（販路）、プロモーション（認知獲得）の観点からターゲットごとに明確になっている。	必須	必須	必須

ア.観光地経営戦略の策定

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
⑦ マネジメント区域における受入環境整備の方針 ・基礎的なインバウンド受入環境整備の方針 ・二次交通の課題解決及び確保の方針 ・ガイドの確保及び育成の方針	・以下について、取組の方針が明確となっている。 ・観光地の景観及び施設を高付加価値化するハード整備 ・多言語対応等の基礎的なインバウンドの受入環境整備 ・ガイドの確保及び育成			必須
⑧ 顧客管理の方針	・顧客体験の向上及び顧客との継続的な関係構築に向けた方針が明確になっている。			必須
⑨ 観光による受益を広く地域に行き渡らせる方針	・観光による域内経済循環をできる限り多くの事業者や業種に波及させるための方針が明らかになっている。 ・観光による効果を地域住民に波及させる方針が明らかになっている。		必須	必須
⑩ 戦略の重要成功要因（Key Success Factor）（以下「KSF」という。）及びKPI	・KGI達成に必要な要因を分析し、定性的なKSFを設定し、必要なKPIを設定している。	必須	必須	必須
⑪ 実行計画	・観光地経営戦略と同じ期間で実施する事業とその概要、役割分担を記載した実行計画が策定されている。	必須	必須	必須
⑫ 効果検証の体制とその方法	・実行計画の効果検証を行うための体制、頻度、効果検証の方法が明らかになっている。	必須	必須	必須

※更新登録時には下記が加わる

⑬観光地経営戦略を踏まえた成果の分析及び評価と、それを踏まえた見直し事項の整理

イ.各種データ等の収集及び分析、KGI 及び KPI の設定

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
<p>(ア) KGI を以下のとおりとする。</p> <p>① 旅行消費額</p> <p>※更新登録時には下記のKGIが加わる ② 経済波及効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> KGIとして少なくとも旅行消費額が設定され、必要に応じて地域のビジョンの達成度を把握するための指標が設定されている。また、設定された指標は目標値も設定されている。 (地域の実情に応じた適切な年次、目標数値、伸び率等が設定されている) 設定した指標を収集及び分析できる仕組みが構築されている。 	必須	必須	必須
<p>(イ) KPI を以下のとおりとする。</p> <p>① 1人当たり旅行消費額 ② 延べ宿泊者数 ③ 来訪者満足度 ④ 持続可能な観光に対する住民満足度 ⑤ 観光事業者の平均給与額 ⑥ 月別来訪者数の平準化率</p> <p>※更新登録時には下記のKPIが加わる ⑦ マネジメントの観点から設定するKPI ⑧ マーケティングの観点から設定するKPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> KPIとして少なくとも左記①～⑥が設定され、必要に応じてKSFに紐づくKPIが設定されている。また、設定されたKPIは目標値も設定されている。 (地域の実情に応じた適切な年次、目標数値、伸び率等が設定されている) 設定したKPIを収集及び分析できる仕組みが構築されている。 <p>※KPIのうち広域連携DMOは④、⑤及び⑥について、また、都道府県DMOは④について、その限りではない</p>	必須	必須	必須

ウ.その他 (広域連携DMOの役割)

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
① 広域的なデータの収集及び分析	・マネジメント区域内に係るデータを収集及び分析し、その結果を区域内の観光地域づくり法人に共有する方針が明確になっている。	必須		
② 人材育成のための研修	・マネジメント区域内において、どのような人材を育成するのか定義した上で、育成に向けた取組が明確になっている。	必須		
③ インバウンド向けの旅行商品を流通させるための支援	・広域連携DMOとしてのターゲット設定を踏まえ、どのような流通経路を維持・開拓すべきか明確にした上で、マネジメント区域内の観光地域づくり法人に流通経路開拓に向けた支援内容が明確になっている。	必須		
④ 地方運輸局等及び日本政府観光局と連携したインバウンド向けのプロモーション	・広域連携DMOとしてのターゲット設定とマネジメント区域内の観光地域づくり法人のニーズを踏まえ、地方運輸局等や日本政府観光局とのインバウンド向けプロモーションに係る連携方針が明確になっている。	必須		
⑤ 大規模災害時の風評被害対策	・大規模災害発生時における広域DMOとして実施する風評被害対策が地方自治体等との役割分担を踏まえて、明確になっている。	必須		

ウ.その他 (都道府県DMOの役割)

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
① 都道府県域のデータの収集及び分析	・マネジメント区域内に係るデータを収集及び分析し、その結果を区域内の観光地域づくり法人に共有する方針が明確になっている。		必須	
② 人材育成のための研修	・マネジメント区域内において、どのような人材を育成するのか定義した上で、育成に向けた取組が明確になっている。		必須	
③ 広域連携DMOと連携した形でのインバウンド向けの旅行商品を流通させるための支援	・都道府県DMOとしてのターゲット設定を踏まえ、広域連携DMOと連携し、どのような流通経路を維持・開拓すべきか明確にした上で、マネジメント区域内の観光地域づくり法人に対するインバウンド向けの流通経路開拓に向けた支援内容が明確になっている。		必須	
④ 国内旅行者向け旅行商品を流通させるための支援	・都道府県DMOとしてのターゲット設定を踏まえ、広域連携DMOと連携し、どのような流通経路を維持・開拓すべきか明確にした上で、マネジメント区域内の観光地域づくり法人に対する国内旅行者向けの旅行商品に係る流通経路開拓に向けた支援内容が明確になっている。		必須	
⑤ マネジメント区域内の「売り」を踏まえたポジショニング	・マネジメント区域内における地域の売りとなる価値を明確にするとともに、他地域との差別化に向けた取組が明確になっている。		必須	
⑥ 旅行者視点に立った、近隣の都道府県との連携の推進	・旅行者の動態を踏まえ、連携する都道府県を少なくとも一つ定め、連携の方針が明らかになっている。		必須	

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
ア 戰略に基づく短期（1年間）を対象とした事業計画書を作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に基づき実行計画と大きな齟齬がない短期（1年間）が対象となった事業計画書を作成している。 ・事業計画書の事業に係る効果検証に当たっては、KGIや KSF、KPIの達成状況及び計画の実施状況について毎年評価、分析した上で事業報告書等を作成し、関係者と共有している。 ・PDCAの実施に当たっては、評価及び分析に基づいて、KGI や KSF、KPI の見直しを行い、戦略や計画策定に反映している。あわせて、地域における取組の不足や重複等の調整を定期的に行っている。 	必須	必須	必須
イ 観光資源の磨き上げ、地域の「売り」となる観光資源を活用した商品の開発や販売、地域が観光客に提供するサービスの品質管理、向上、評価をする仕組みや体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の磨き上げや地域が観光客に提供するサービスの品質管理・向上・評価が実施される仕組みや体制が構築されている。 	必須	必須	必須
ウ 観光客に対し、地域一体となって戦略に基づく一元的な情報発信やプロモーションを行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・プロモーションは、DMO及び地域の多様な関係者が協働し、一元的な情報発信を行うとともに、設定したターゲットに最適なツールや実施方法を検討した上で実施している。 	必須	必須	必須
エ 広域連携DMO 及び都道府県DMOは、第6 1 (1) ウにて定めた方針を踏まえた事業計画書を作成していること	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携DMO及び都道府県DMOは、観光地経営戦略に定める登録区分毎の役割に即した事業計画を作成している。 	必須	必須	

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
ア 観光地経営戦略の策定等の合意形成において、観光地域づくり法人が中心的な役割を担っていること。	・戦略や事業計画に係る合意形成の仕組みにおいて、DMOが中核的立場になっている。（理事会や総会、協議会等の会議体を主導する等）	必須	必須	必須
イ マネジメント区域の多様な関係者による合意形成に当たっては、以下の①又は②のいずれかに該当すること。 ① 取締役、理事等観光地域づくり法人の意思決定に関与できる立場で、行政、文化、スポーツ、農林漁業、商工業、交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画 ② 観光地域づくり法人が主導して、行政や関係団体をメンバーとするワーキンググループ等の委員会等を設置	・観光地域づくり法人内、または観光地域づくり法人外のどちらかに、マネジメント区域の合意形成のための仕組みが構築されている。	必須	必須	必須
ウ 合意形成の仕組みの中に、以下の①～④の全てが参画していること。 ① 地域が「売り」とする観光資源の関係者 ② 宿泊事業者 ③ 交通事業者 ④ 行政	・地域の多様な関係者で合意形成する仕組みを構築し、その仕組みの中に、 <u>①地域が「売り」とする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政が全て参画している。</u>	必須	必須	必須
エ 地域住民をはじめとするマネジメント区域の多様な関係者に対し、観光地経営戦略等の共有を行ない、意見の収集や反映を図ること。但し、広域連携DMO及び都道府県DMOについては、その限りではない。	・直接的に観光関連事業に関与していない一般の地域住民と、（3）ウに記載の合意形成の仕組みに関わる①～④すべてのマネジメント区域内の関係者に対して、観光地経営戦略や事業計画や事業報告、KGI・KPIの達成状況等を示す資料を作成・共有し、意見を収集した上で反映している。			必須

※更新登録時には下記が加わる

オ 合意形成の仕組みの場（意思決定機関）での議事内容を公表

登録要件 (4)観光地域づくり法人の組織の確立

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
ア 法人格の取得	・観光地域づくり法人が、法人格を取得し、法人の所在がマネジメント区域内にある。	必須	必須	必須
イ 意思決定機関（第61（3）イにおける「合意形成の仕組み」と同義）の設置	・組織の運営に関わる意思決定機関（理事会等）が設置されている。	必須	必須	必須
ウ 最終的な責任者の明確化	・観光地域づくり法人の最終的な責任者が明らかになっている。	必須	必須	必須
エ データ分析に基づいたマーケティングに関する責任者（CMO）の配置	・データ分析に基づいたマーケティングに関する責任者（CMO：チーフ・マーケティング・オフィサー）が最低一名配置している。	必須	必須	必須
オ 財務責任者（CFO）の配置	・DMOの持続可能な運営のため、運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者（CFO：チーフ・ファイナンシャル・オフィサー）を配置している。	必須	必須	必須
カ 3名以上の常勤職員の配置	・常勤職員を最低3名配置している。 ※全体・外部・内部のマネジメントを担うための最低限の職員数	必須	必須	必須
キ 観光地域づくり法人の職員の満足度調査の実施及び満足度に係る数値目標の設定	・職員の満足度について、年1回以上、調査を行うとともに、職員の満足度の数値目標を設定し、毎年評価・分析した上で職場環境の改善に向けた取組を実施している。 ※更新登録時には、データの分析、評価を行い、その結果を報告すること。 また、目標の達成状況を踏まえ、計画の見直しを行うこと。	必須	必須	必須

※更新登録時には下記が加わる

ク 基礎的な研修を受講すること

→経営層（理事長、理事、CEO）に当たる者は毎年1名以上、

CMO、CFO、中核人材、実務人材に当たる者は、更新登録申請までに最低3名以上の受講を必須とする。

なお、研修は観光庁が指定するものとする。

https://www.mlit.go.jp/kankochō/seisaku_seido/dmo/toroku/update_training.html

要件	詳細	広域連携DMO	都道府県DMO	地域DMO
ア 観光地域づくり法人が自律的かつ継続的に活動するための安定的な運営資金の確保	・観光地域づくり法人は、その活動を自律的かつ継続的に行うために、安定的かつ多様な運営資金を確保できる見通しがある。	必須	必須	必須
イ 財源計画の策定	・観光地経営戦略と実行計画の実施に必要な予算について、確実性の高い財源計画を策定している。	必須	必須	必須
ウ 安定財源確保率の設定と評価	・財源計画の中で、安定財源確保率の目標を設定し、CFOを中心に目標達成に向けた安定的な運営資金の確保に向けた検討を行っている。	必須	必須	必須

※更新登録時には下記が加わる

- エ 財源計画の分析、評価及び見直しを行うこと
- オ 安定財源確保率について、データの収集及び分析、評価を行ない、その結果を報告すること。
目標の達成状況を踏まえ、計画の見直しを行うこと

(1) 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析

※青枠は新たに規定した登録要件
※赤字は更新登録で追加される要件

観光地経営戦略の策定
成果の分析及び評価と見直し事項の整理

各種データ等の収集及び分析、KGI及びKPIの設定
データの収集及び分析、評価の報告

(2) 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善

戦略に基づく短期（1年間）を対象とした
事業計画書の作成

観光客に対する地域一体となって戦略に基づく
一元的な情報発信やプロモーションの実施

観光資源の磨き上げ、地域の「売り」となる観光資源を活用した商品の開発や販売、
地域が観光客に提供するサービスの品質管理、向上、評価をする仕組みや体制の構築

(3) 多様な関係者との体制構築

いずれかに該当すること

観光地経営戦略の策定等の
合意形成において、
観光地域づくり法人が
中心的な役割を担っている

取締役、理事等DMOの意思決定に関与できる立場で行政、文化、スポーツ、
農林漁業交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画

DMOが主導して行政や関係団体をメンバーとする
ワーキンググループ等の委員会等を設置

合意形成の仕組みの中に、
①地域が「売り」とする観光資源の関係者
②宿泊事業者 ③交通事業者
④行政の全てが参画している

(旧地域連携DMOを含む) 地域DMOのみ

地域住民をはじめとするマネジメント区域
の多様な関係者に対し、観光地経営戦
略等を共有し、意見収集や反映を図る

合意形成の仕組みの場
(意思決定機関)
での議事内容を公表

(4) DMOの組織の確立

※青枠は新たに規定した登録要件
※赤字は更新登録で追加される要件

法人格の取得

意思決定機関
(合意形成の仕組み)
の設置

最終的な責任者の明確化

データ分析に基づいた
マーケティングに関する
責任者 (CMO) の配置

運営収支や安定的な
運営資金の確保に関する
財務責任者 (CFO)
の配置

3名以上の常勤職員
の配置

DMO職員の満足度調査
の実施
**データの収集及び分析、
評価の報告**

基礎的な研修の受講

(5) 安定的な運営資金の確保

DMOが自律的かつ継続的に活動するための安定的な運営資金の確保

(例) 自主財源（特定財源（地方税（宿泊税、入湯税等）を原資とした地方自治体からの資金、受益者分担金、受益者負担金）、
地方自治体からの受託事業に係る収益、会費、具体的な使途が決まっていない、
又は観光地経営戦略の対象期間に渡り行政からの支出が確定している交付金や負担金、収益事業）等

財源計画の策定

分析、評価及び計画の見直し

安定財源確保率の設定と評価

データの収集及び分析、評価の報告

	マーケティング (対旅行市場)	マネジメント (対地域 (マネジメント区域))
マネジメント区域 全体の成果	<input type="radio"/> 旅行消費額(*1) <input type="radio"/> 延べ宿泊者数 <input type="radio"/> 来訪者満足度 <input type="radio"/> 1人あたり旅行消費額 <input type="radio"/> 来訪者の平準化率(*3)	<input type="radio"/> 経済波及効果(*1) (*2) <input type="radio"/> 観光従事者の平均給与額(*3) <input type="radio"/> 住民の持続可能な観光に対する満足度(*3) (*4)
DMOの成果	<input type="radio"/> 実行計画を踏まえ、DMO自らが選択し設定するKPI (1つ以上)	<input type="radio"/> 実行計画を踏まえ、DMO自らが選択し設定するKPI (1つ以上)

(*1)KGIである。

(*2)更新時においてのみ最新の結果と新たな数値目標を求める。

(*3)広域連携DMOは必須ではない。

(*4)都道府県DMOは必須ではない。

※DMOの内部マネジメントに関するKPIとして、職員の満足度・安定財源確保率の設定を求める。

様式一覧

- 各種申請・報告ごとに、必要な様式及び提出時期が異なるのでご留意ください。
- 申請・報告済の内容に変更が生じた場合は、隨時再提出が必要です。

動画で記入のポイントを説明

No.	様式名	形式	提出時期				観光庁 WEB 公表
			新規登録	更新登録 (3年ごと)	自己点検 (毎年度)※1	随时	
1	観光地域づくり法人 登録申請書	Excel	○	-	-	-	-
2	観光地域づくり法人 更新登録申請書	Excel	-	○	-	-	-
3	観光地域づくり法人 登録内容変更申請書	Excel	-	-	-	○	-
4	観光地域づくり法人 登録取消申請書	Excel	-	-	-	○	-
5	法人概要	Excel	○	○	○	(必要時)	○
6-1	観光地経営戦略【観光庁指定様式】 (実行計画を含む) 及び 観光地経営戦略【DMO独自様式】※2	Excel / DMO 独自様式	○	○	-	(必要時)	○
6-2	財源計画	Excel	○	○	-	(必要時)	○
7-1	事業計画書	DMO 独自様式	○	○	○	(必要時)	-
7-2	事業報告書	DMO 独自様式	○	○	○	(必要時)	-
7-3	登録要件充足確認書	Excel	○	○	○	(必要時)	-
8	プロフィール	Excel	○	○	○	(必要時)	○

※1 自己点検に係る様式の提出は、毎事業年度終了後4か月以内です。（ガイドライン p.16 参照）

※2 観光地経営戦略【観光庁指定様式】（+補足資料等）は、全DMOが必ずご提出ください。観光地経営戦略【DMO独自様式】がある場合は任意でご提出ください。

① 解説動画

下記ページより、申請様式のダウンロード及び記入ポイントに関する動画をご視聴いただけます。

https://www.mlit.go.jp/kankochō/seisaku_seido/dmo/toroku.html



The screenshot shows a detailed explanatory page for the tourism business strategy registration form. It includes a table with columns for '提出時期' (Submission Period), '様式' (Form), and '備考' (Remarks). The '様式' column contains a large Excel file icon. The '備考' column contains several callout boxes with specific instructions:

- (ア)将来的な観光地のビジョン(自指す姿)
DMO独自のビジョンではなく、観光地全体のビジョンをご記入ください。
- (イ)重要目標達成指標(KGI)
「観光地づくり主人(DMO)によるKGI-KPI計測」係の手引書を参照のうえご記入ください。
- 数値の計測
様式全般に共通する両者点として、数値(指標)の計測における「計測期間」(= 計算単位なのか、年度単位なのか)をフルダットで選択できるので、様式の中で統一するようにしてください。

② 相談会

下記日程で相談会を実施いたします。上記の動画をご視聴のうえ、是非ご参加ください。

- 11月5日（水） 11時00分～11時30分
- 11月12日（水） 11時00分～11時30分
- 11月19日（水） 11時00分～11時30分



観光地域づくり法人（DMO）による
観光地経営ガイドブック

[https://www.mlit.go.jp/
kankochi/content/
001736622.pdf](https://www.mlit.go.jp/kankochi/content/001736622.pdf)



KGI・KPI 計測に係る手引書
Ver.1.0

[https://www.mlit.go.jp/
kankochi/content/
001889407.pdf](https://www.mlit.go.jp/kankochi/content/001889407.pdf)

ご留意いただきたいこと

1. 登録対象となる法人

申請者である法人が、申請前（※）に行った少なくとも12ヶ月（原則として1事業年度）分の活動実績を有することを求めます。**申請者である法人とは別の組織体が行った活動実績は換算しません。**

※申請前 = 申請書記入日の前日まで

2. マネジメント・マーケティング区域

単一市区町村をマネジメント・マーケティング区域とする地域DMOとしての登録申請については、既に自治体と連携した別の法人が登録を受けている場合、同一区域を対象とした登録申請は受付できかねます。

3. 多様な関係者との合意形成

「多様な関係者との合意形成」の仕組みに、①地域が売りとする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政の全てを含める必要があります。意見集約による代替は認めません。

4. 関係者に対する説明責任

地域住民をはじめとするマネジメント区域の多様な関係者に対し、DMO自らの活動の意義、取組内容及び成果、KPIの達成状況、地域経済や社会変化の分析結果等に関する資料を作成し、説明し共有する必要があります。

5. KPIの計測方法

戦略や計画の策定、またそれらに基づく取組を着実に遂行するための指標がKPIであることに照らし、計測方法をご検討ください。

※計測方法に疑義がある例：調査対象が限定的、局地的である等

6. 3年ごとの更新登録

登録の有効期間は3年間です。継続して登録を受けたい場合は、有効期間中に更新登録の申請を行う必要があります。また、更新登録に際しては、追加となる要件があります。

7. その他

申請内容の事前確認は、公平性の観点からいたしません。ガイドラインや制度に関するご不明点等は、観光庁もしくは運輸局までお問い合わせください。

申請スケジュール

受付締切	…令和7年11月21日（金）
一次審査	…令和7年11月下旬～12月
二次審査（ヒアリング）	…令和8年12月～1月
最終審査	…令和8年2月～3月
登録	…令和8年4月1日（水）

※審査の状況によって、上記スケジュールが前後する可能性があります。

※申請に関する詳細情報は、観光庁ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kankochō/topics04_00062.html



質疑応答